## 界 戰

降服ニ就イテハ諸説紛々デアツラ、或ハコレガ獨逸ノ計略ダトイフ人モアル。然シイヅレニシラ 勃牙利ハ既ニ聯合軍 其講和ノ時期ヲ早メルモノデアルトイフコトダケニハ疑ヲ揷ム者カナイヤウダ。日本ニ於ヲ ノ爲メニ既ニ株ノ下落ヲ見タ位テアル。 ニ降ツタ。土耳其モ踵イデ和ヲ乞フダラウト豫期サレテ居ル。 講 露 國 革 命 然レトモ勃牙利降服 原 ノ影響ヲ如何ニ 其勒牙利 焣 大キ

ŧ,

スラ講和

ルノ風説

和

ノ提議モ先ツ物ニナリサウデ

ハナイヤウタ。

要スルニ講和會議

ノ開カレ

ル前ニ是非落署セネバ

ノ講

ク見積ツタ所デ大戰ヲ終止サスベキ總講和ノ晴期ガ直グに迫ツテ來ルトハ考ヘラレヌ。獨澳

會議ガ 二勃牙利ガ降服シャウトモ、土耳其ガ休戦ヲ乞ハウトモ講和會議ノ開ケル譯ガナイ。 ナラヌコト 開 ケタト ガ末ダ落著セスニアル。中々落著シサウニモナイ。 シテモ平和 外デモナイ露國ノ秩序ノ定マルコトデアル。 ガ成立ス ル筈ガナイ。 然ラバ其落著セネバナラヌコト 扨其露國ノ秩序 而シテソレガ落著セヌ間 ノ紊亂ハ、 ኑ 假リニ 何デア 昨年三 如何

演

世界/大戦(一)

七一一七八七

ル

ケ

濵

月

戦争ノ終熄 ノ革命カラ始 ニト ッ ツタノデア テ 、大關 . سار 係っ ガ其露國 有 ス ىلا -E ノ革命ハ大戦 ノデ ŕ ענ 0 ノ爲メニ誘起セラレ Ø 副産物デハア

之ヲ ツタ 私ガ昨年ノ春世界大戦 述べ ケレド、 jν 至う 其發生以來日尚ホ淺クシテ詳細ナル材料ヲ手ニ ヹ シ テ終ツタ。 ニ關スル第三回 其後 ١ 雕材料ガ遺憾 ノ講演ヲシタ時 ナク集 ニハ、 ス ~ 露國 w ッ ø ⇉ ኑ ۴ ノ革命ガ既ニ起 一大ファ ガ出來ナ æ ナク、 力 ッ A コツタ後 月. 力 全 ク露 遂 デア

之ヲ講演シタ所デ諸君ニ露國革命ニ關スル ヲ居ルケレ F サ タト ラ之ヲ省イテ説 明 ス 分明ナ理解ヲ與ヘル מונ 3 ŀ Æ 出 來 スカ Ē シ **\_** ラ ŀ 솘 ガ困難デアラウト覺悟ヲバ <u>-</u> 通リ ノ經過ヲ述ベ מו

通ゼヌ自分ノコト

デアル

カラシテ、

靴ヲ隔テテ痒ヲ搔クヤウナ思ヒヲス

jν

7

ŀ

ガ多イ。

從ツテ

シ

ス

ル。

露國 w 所極メテ遠イ。 ノ革命ハ、 其他アラユ 此度ノ革命ノ主ナル役者ノ一人デ ル歴史上ノ大事件ト 同樣 アル歴史家 デ決シラ成ルノ日 ノみりうこふ = 成ル ニ ア 帝權ヲ ラズマ 抑制 其淵

識階級ノ存在ハ餘程古イモ ノグトイ ż -7 ኑ ガ 出來ル。 即チ所謂知識階級ノ主張デアル

主義ヲ鼓吹シ、

君主ノ専制

ラ抑

マヤ

ゥ

·ŀ

1

フ

,

**~**; 

帝ガ西歐ノ文物ヲ輸入シテ後間モナク始マ

ツタ

ニナ

אנ

而シテ此西歐ノ交物ヲ修得シテ自由

力

ラン

テ、

知

IJ

シテ見ル

トペーてる大

۴

ス

jν

運動ノ既ニ十八世紀前半カラシテ兆シテ居ルコトヲ説イテ居ル。

大ニ理由ガアル。 知識階級 ノ運動ハ、 抑ェ露西亞人ハー 其由來ノ斯ク古イ 般ニ室想ニ走ル國民ダ 二關セ ズ、其效果ハ ŀ 誠 ・觀察サ = 徐々 v Ţ テ居ル° n Æ 1 デ 私ぃ本來ア ァ ッ 7

謗 ナニ 性 複雑デ、 國民性ナド 請 ナ 的デアル 15 ゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙ Ę 動モスレ 外交官ニ及ボス駐在國 帝にこらすハ善ク其國民ヲ理解シラ居ツタ人ダトモ云フコ ラ 張 ナ アル、にこらす二世へ決シテ聰明ナ君主トハ云ヘナイガ然カ | 願ヲ取リ上ゲス、 " 1 年中鏡 ・テモ 國民 ラナ モ見ラレ シラ國民 加 滅 簡單 同様デ、 ۰۷ トイフコト ノ代表者ヲ = ラ云々ス ¥ 變人ニナリ 向 ル 0 露國トテモ X ニハ説キ盡 媚ビテ居ル著述 タ國民性ヲ基礎 ヒ悦喜シテ居ル 實際的ナ國民 論者ノ立場ニ jν ,引見シタ時ニ、 コレ實ニ人民ヲシテ痛ク失望セシメ後ノ革命ノ識ヲナシテ居ル **~**` , 度ガル 그 ㅏ ノ戚化ヲ説イテ露西亞ハ變人ノ國デアル クシ得 先ヅ多クノ論者 同斷デアツテ、 · ヲ 好 ŀ 一云ハレ ⅎ ノヤ ヤウナ Z, ₹ ŀ Æ ᆽ y, ァ æ シテ、 ウデ 汝等 jν , デア 國民 觀察モ色々ニ異ラウ Æ ŋ 4 共國民 ノデ、 ウツカ ゥ モアル **\_** ノ求ムル所い丸デ夢ヲ見テ居ル者ノ云フコ ノ一致スル所デアル、 デ ル 0 ے در ۲ 7 カ ソレ 7 例 シ、 リ概括論モ出來ヌ。 N 7 ノ行動ヲ批評ス 'n マリ威服スベ カ 理屈 ゕ゙゙゚ **ر** 日本 **\_** 特性モアラウケレド、 蚁 水 ン イ國民 ₹, Ի ノ國民性ノ如キモ見ャウニ ^ 恰 ·)3\* =7 ン此語 叉目 + モ自分テ美男子ダト 出來ルダラウ。 廢帝にこらす二世 jν V ゥ 3 ラ 、 = ノヤウデ ŧ ケレド ŀ トデハナイ。 同 ノ屆カ ノ ミ "ジ意味 永々之ニ在留スル日本 ۸, 顔ル 、 ヲ 取 又 モア モ露人ガ概シラ甚室想 歽 危険デアル ノ觀察カ 其特性 ツテ論ズル יענ ס 故小村侯爵ガ骨ラ -E 他國ノ國民 7 カ 勝手ニ 其美點 ノダ ۴ 即位 Ē ッ。 タル ダ 3 æ ۴ ŀ ŀ ッ 知レ 時 後間 テド 云ッ 誑 云ハネ ヲ P サ

頗

特

₹

於テ最モ分明ニ發露

隊西亞·

人ノ特性ニ

ハ室想的ナ分子ガ重キヲ占メヲ居 サレラ居ル。「露西亞革命ノ精神」

ル。

III

シテ此特性

ハ所謂知識階級

ノ場合ニ

ヌ。 人モ 八、廢

1 À ラ

æ

ŀ

1

フ著述ヲ

シ

Ø

お

る

ぎん

ガ其署書中ニ此

七八九

游 演

(識階級) ラ評 シテ、 彼等 ハ徒ラニ新思想ヲ尚ビ計畫 論 議ヲ限 第七卷 (第六號 七四) 七九〇

7

y

ナク

ッ

ッ

ク

毫末

理

菲

Ì

争

實 ッ Ŀ

實行 上デナケレ |ノ如何ヲ顧ミザ ۲۰ 實行スペ ル連中デアル カラザル Æ ト述ベラ居ルノハ、 ノト思ヒ込ム換言スレバー應尤ナ理屈サへ立テ 誠ニ當レ ル言デ、 理 屈 7) (隅力 ラ隅迄極 ッ V ヵ

起コ 行サレ ク n ル輩トイフベ シ之ヲ成就ス = 與 得 ゙゙゙゙゙゙゚゙゙゙゙゙゙゙ ルモ / テ大ニ ノダト考へル、 キ者デアラウ。 jν 力 シア 'n 、出來ナ = 要スル ŀ サレ ,, 勿論デアル バ彼等ガ自由思想ヲ鼓吹シ、次第々々ニ革 ニ露西亞 カ ノ知識階級 亦明白ダ。 彼等ノミデハ到底根柢アル大規模ノ革新運動 ۲۰, 盖シ夢見ル露 八中 命ノ氣運 ノ最 モ深 ラ熟セ グラ =

達 シテ故郷ニ止マリ得ナイ農民等ガ都會ニ麛集シ勞働者ト化ケタコ ニ伴ツテ勞働者ノ敷ノ著ルシ 露西亞ニ於テ勞働者ガ侮り難 即チ勞動者ガ手ヲ出 ク増加 イ勢力 シタ カ ラ シ ニナッ タノニ基因ス ッ タノハ、 十九世紀末ニ於ケル同國産業 jν ノ デ 7 ル カ ・ ー 方二 於テ ۸ 農村 ノ急速ナル發

ハナイ

⇉

ŀ

,

カ

ッ

ø

3

ŀ

ŧ

此度ノ革命モ彼等ノ主動

ノミデ

出

地 ト云フノミデ、獨立シテ生活ヲ支ヘルダケ ハ甚狹クシテ迚モ一家ノ糊口ニ不十分デアツタ。 れきさんざる二世 ノ時代ニ奴隷ノ境遇カラ釋放シテ貰ツタケレド、 ノ資力ガナイ。 然ラパト云ツラ大地 政府 ノ盡 一力デ所有 ۴ 法律上自由ナ身抦 --主 æ ∄ ノ土地ヲ ρ O ス jν 露西亞 = 小 ŀ 作 = ታ ス = ノ農民 ナッタ ッ ダ = 土 ゕ゙゚ ŀ

居溜マラスコト 出 ナル 小 作 主從ノ關係 ノ條件モ ガ出 來ポシテ、 中 ブ切レ 々嚴 タ合ハ、 シ 押シ出シテ都會ニ活路ヲ求メサセ ŋ ナッ Ź, 昔シ奴隷ト 故一 方ニ於テ蕃殖 シテ受ケタ憐愍ヲ大地主カラ待チ設ク ス מנ ル 0 人口へ、 此 ノ如ク産業 彼等 ノ勃興カラ來 部 農村 = ī

勞働者ガ群 モ、又ヨシンバ爆發シテ騷擾ヲ起コシタニシテモ、其勢力ハ知レタモノデ、政府ハ之ヲ鎭壓 カ 需要ト、 ラシテ祉會 地方カラノハミ出シニョツテ生ズル供給トニコッラ、露國ノ工業都市ニハ必要以上ノ 集ス ニトリラハ誠三危險ナ分子デアル。但シ彼等ガ無敎育デアル間ハ假令不平ガアツ jν =7 ŀ ŀ ナッ *"* 而 シテ此等ハイヅレモ全然恒産ナキ所謂ぷろれ tc りあー とデア

テ

ıν

-

ニ甚シ

\*

困

|難ヲ威ジナカ

ツタガ、知識階級ガ彼等ト密接ナ連絡ヲ保ツコトトナルニ及ンデ、

恐ルベ 其力 者 露國ノ專制君主ガナスニ至ツタノハ日本トノ戰爭之ニ與リテ大ニ力ガアル、 ナツタノデアル。 ノ肵為デア ニョッテ、 キ勢力ヲ形成セシメタ。一九○四年カラ一九○五年ニカケテノ露國 ッテ、 新思想ガ彼等勞働者ノ間ニ傳播シ、彼等ヲ知的ニ覺醒セシメ、從ツラ彼等ヲシラ 此讓步ハ後日革命ニ至ルベキ段階ヲナシタモノデアツラ、 政府 ハ遂ニ彼等ニ譲歩シ所謂十月ノ詔勅ヲ發布シテ、議會政治ヲ行フコ ノ革命ハ即チ此等勞働 而シテ斯カル譲步ヲ シテ見ルト日本ハ今

治 色ガアリ、 然シナガラ一旦ハ餘儀ナク讓步ヲシタ政府モ、日露戦爭後ノ疲勞漸ク回復スルト其讓步ヲ悔 對シテハ直 ラ 開 7 **=** 談會ノ權限、 |三何等格別ノ效果ヲ生ゼズ、勞働者ノ不平ハ此議會政治ノ始マツタ ŀ ハ要スルニ政治上自由ノ範圍如何ユハ大關係ガアルケレドモ勞働者ノ社會的要求 其代議士ノ選擧法等ニ於ラ逆戻リノ徴候ガ色々見 エタの = 關セズ只管募 而シテ議會政

後

革命ト全然没交渉デハナイコト

ニナル。

ナラバ、昨年 ノ露國革命ハ或ハ起コラ ナ カツ ø · 力 ÷ 知レヌ。 革命ヲ起コ サムト 七五) スル者ガアツテモ、 七九一

サ

V

١,

モ若シ此等ノ鬱結ス

ル不平ニ黙火スル誘因ト

イフャウナ

ŧ

1 'n ナ

七九二

演 世界/大戦(二)

レハ度 繰 リカ サレタ罷工 ノ如ク、 若干ノ死傷位ぎ濟ンダカモ知レ ヌ 露國ニ滔天ノ革命

起ツタノハ、質ニ大戰爭ガ之ヲシテ然ラシメタノダ。 カシ唯ソレ ラ不平ナ勞働者等ガ同盟罷工ヲナシ警官トノ衝突トナリ、 昨年ノ革命ノ最近ノ原因ハ開戦以來、食料ノ供給ガ次第ニ不足ニナリ遂ニ堪へ難クナツタ ノミナラバ、露國ニハ敢ラ趁ラシカラヌ現象デアルガ、負ケ戦トイフ不景氣ガ手 血ヲ見タノガ抑モノ發端デア カラ

背後ニハ妖僧らすぶちんナル者ガアリテ操ツリ 礙シ、單獨諧和 歸 敵軍ヲシテ深ク國内ニ入ラシメ、之ヲ驅逐スルコトガ出來ナカツタノダト説明シ、尙ホ皇后ノ ン、 其騒ヲ大キクシタ。 或ハあれきさんどら皇后ヲ中心トスル宮臣閣僚等ガ獨逸ト氣脈ヲ通ジテ露軍 ノ締結ヲモ計ツタノニ對シ露帝にこらすハ優柔ニシラ之ヲ斥クル 其負ヶ戦ノ責任論ニナルト、或ハ之ヲ前陸相すほむりのふノ竇國的 크 ト 能 ノ行動ヲ阻 ズ、遂 動 作

格ャ ッ タノダト言フ。 ・テ左右サレ得ル國デアルトシタ所デ、昨年ノ革命ノ如キ大事件ヲ説明スルノニ若干ノ個人ノ 行狀 ノミヲ以テシテ遺憾ナカラシ 抑モ如何ニ露國ガ他ノ歐洲諸國ヨリモ文明ガ後クレラ居リ國運ガ少數 ノ人々ニョ 性

ツツアツタカラ、

アノヤウナ埓モナイ體落ニナツ

4 מנ

**.** 

トハ到底不可能ナコト

デ

ハア

رراز カ

然力

シ若シ最

ク如

ドモ皇后ャらすぶちんガアノャウニ亡國的  $\ddot{+}$ ノ第一デ、らすぶちんナル者モ等閖ニ附スベカラザル一人デアル 説明ニ資セムトナラバ、世間ニ云フ通りあれきさんごら皇后 ノ振舞ヲナ シ得 ø , Ē 畢 一党ス ルニ露國 ニハ相違ナイ ノ社 重

關係

ノ深カルベキ人ヲ求メテ、

大ナ鉄陷ガアツタカラデ、 又獨リ之ヲにこらす二世ノ優柔ニノミ歸スベキ Æ ノ デ 、 ナ サ

ノ景氣ガ急ニ立 らすぶ ちん ガ昨 年一月 チ直ツタデ ラ 始 メニ モナイ。 殺 サレ 從ツテ負ケ戰ノ為メニ氣 タケ V ŀ 病根 ガソレ デ ノイラ立ツラ居 以テ皆除 カレ 2 jν 國民 譯ァ 'n ハ思 ナ と思 戦争 謂

目的ヲツケテ敗戦 ・ケ氣味 テ遂ニ事端ヲ發 ナル連中 カ何 シ大キナ騒キニナツタノデアル ノ責任ヲ他ニ嫁セムト j ス w カ 分 ッ A æ スル。 ノ デ ナイの 況ヤ 而 困ル シテ最モ痛切ニ戯シラレル食料ノ不足カラ コトハ敗戦ノミデナイニ至ツ テハ、 所

勞働者・蜂起ガ露都ニ於テ容易ナラサル形勢ヲ示シタノハ昨年三月八日カラノ事デアル、

ノ退位ヲ以テ一段ノ落著ヲ見タノハ同月十五日ノ夜半デアル

カラシテ、

みりうこ

丽

テにこらす二世

營二在 三豆 ニ至ツタ 員等ガ油 局 ふガ其宣言書ニ八日ニシテ革命ヲ成就シタト述ベテ居ルノモ全ク誤リデハナイ。 ガ y 如何ニ發展シタカトイフト、 ŋ 罷工勞働者ノ示威ガ次第ニ激シクナリ、 斷 ノデアルガ、 シにとらす皇帝ハ勿論 シッ ツアリ 軍隊ガ暴民ト合體シナカツ シ間ニ露都ノ紛擾ガ革命ト變ジタノデ、八日カラシテ、 ノコト、露都二近キつあるすこえ・せろニ在リ 詳細ニ云へハ長イコトダガ、之ヲ簡單ニスレ 警官ャこさっくト衝突シテ遂ニ流血ノ慘ヲ見 タ間 · • 爭體 ۷ ح ダ左程ニ險惡 九日、十日ノ三日 バもひれふノ大本 シ皇后ャ残留 扨此八日間 ニハナラナカ

介ヲ 皇帝 側 運奉 然シナガラ此上勢ガ加ハルト容易ナラヌコトニナルト分ツタカラシテ、十日 ニ立ツタ軍隊 ハ大本營カラ電報ヲ以 シ將ニ分散セ 演 ノ一部ガー變シラ議 會ノ指 揮ノ下ニ暴民ノ味 方ヲス ムト テ議會ニ停會ヲ命ジタ。 シツツアツタト ・イフ。 所ガ此十一日ニナツラ今迄ハ兎 靗 <u>:-</u> ∌ ル ト議員等ハ十一日ニ接受シタ此 七七) ル \_ } = ナッ 三角 ノ晩ににこらす タ。 暴 民

世界/大概(一

(第六號

七九三

ッ

鎭撫 <del>\_\_</del>

第七卷 (第六號 七八)

軍隊ノ謀反ニ勢ヲ得タ議會ノ人々ハ度胸ヲ据ヱ、停會ノ詔勅ヲ無視スルニ決シ、秩序維持 來上ガツタノデアル。 議員中ノ有力者ヲ以テ臨時行政委員會ヲ組織シタ。 コレカラシテ以後ハ出來ル丈ケ威壓ヲ加ヘムトスル奮政府ノ内閣ト此行政 サレバ革命ノ大勢ハ實ニ此十一日ヲ以テ出 ノ爲

用ヲナサズ。 委員トノ爭ニナルノデアルガ、如何ニセム其杖トモ柱トモ賴ム軍隊ハ次第ニ叛徒ニ與シテ鎭定 首脳ナク統率ヲ缺キシ暴民ハ軍隊及ビ行政委員等ト結合シテ益々革命ノ勢ヲ揚ゲ、

内閣ヲ任命シ民心ヲ鎭メムトセシモ時既ニ遲ク、翌十五日遂ニ退位ニ決シ旨ヲろぢあんてニ運告 都に達スルコト能ハズ、 ふノ大本瑩ヲ發シ露都ニ赴キ以テ最後ノ手段ヲ講セムトセシモ、其列車ハ途中ニ抑留セラレ 露都ノ樞要ナル官衙、 乜 メタ。ろぢあんこハヨリテぐちこふ外一名ヲぷすこふニ派遣シ其夜半にこらすヨリ退位 兵器廠、要塞等皆彼等ノ手ニ歸シタ。ソコデにこらす二世ハ十三日もひれ 已ムヲ得ズ引キ返ヘシテ翌十四日夜ぷすこふニ達シ、其所カラシテ責任

勅ヲ受領シタノデアル。

革命以後ノ露國ト其外交

第二講

ラカラ足掛ヶ三百年ニ相當スルトイフノデ、其時盛大ナ祝祭ガ行ハレ**、** タ。然ルニ其後僅五年ニシテ其ろまのふ朝三百年ノ祉稷ハ唯八日間 九一二年ハ、露國ガ晉テなぼれおんヲ撃退シテカラ丁度百年目デ、且ろまのふ朝ガ君臨シ始 ノ革命デ滅亡シタ。 記念ノ郵便切手を發行

他國ト異リ、

切手ニ皇帝ノ肖像ヲ描ク例ガ從來ナカツタノニ、一九一二年ノ記念切手ニ始メ

露國

レナイ ・ テ此習慣ヲ破ツタノデアルカラ、 《其後間 サ 然シナガラろまのふ朝ヲ仆シタノデ露國ノ革命ガ大段落ヲ告ゲ、 æ バ濟 ナク滅亡シタノデ ムト考へタ、彼ノみりうこふ其他 アル 當時之ヲ非難シテ不祥ノ言ヲナシタ者モアツタト カラ、 御幣カツギ連ハ或ハソレ見タコト ノ議會政治家等一派ノ考ハ誤ツァ居 J レ カラハ其善後 カ ŀ 云ツ テ居 ノコ ノ整理ヲャ ッ g<sub>o</sub> ۴ מנ デア カ 英佛 Æ ٦V

袈裟 其他聯合國 澌 ノモ ク始マツタ許リデ、急ニ落碆スベキモノデハナカツタソデアル。 ノタラシメ、遂ニ今日ノ如キ拾收 ノ政府ャ言論界ニモ同様ノ誤リヲナシテ居ル向ガナイデハナカツタ。 ス ベ カラサル狀態ニ陷ラシメタニ 而シテ其革命ヲシテ盆 就イテハ、 其實露國ノ革命 其 革: 々大

\_ イ。 ちこふ等ノ議會政治家ハ、所謂進步主義ノ大同團體ニ屬シテ居ル人々デアルガ、此團體ハ單純 ヲ除ク中間諸黨派ガ、一九一五年ノ戦敗以來小異ヲステテ組織シタモノデアツテ、 局 革命ノ表面上ノ誘導者トナリ、 主張ハ、露國ニ立憲政治ヲ實現シ、戰爭ヲ活潑ニ遂行スルニ存シ、 一ノ政黨カラ成 == 當ツタ人々ノ措置宜シキヲ失シタコトガ、 ルモ ノデハナク、 にこらす皇帝ラッテ退位セシメタろぢあんこ、 極端右黨即チ頑冥ナル保守派ト極端左黨即社會主義 一ノ重ナル原因ヲナシヲ居ルト云ハザルヲ得 君主制ヲ廢シヲ共和 みりうこふ、ぐ 彼等 ノ一致 ノ人々 制一

ヤウトイフノデ 戦争ノヤリ方ノ緩漫ナル ナカツ 30 サレ = ۴٠ 差シ當り彼等 ŀ ŀ ニ在ツタノデアル。實際戦争ニ對スル當局 ノ政府ニ對スル不平ハ、責任內閣 七九) 七九五 ノ組織 ノ態度ハ誠

サレ

シ

世界ノ大戦(一) 第七卷 (第六號

煮エ切ラズ不熱心ヲ極メタモノデ、 ラ人民ニ戦争ヲ咀ハシメ、彼等ノ手和 無理デハナカツタノデアル。革命ノ起コル直グ前ニ英國ノみるな-卿ガ露都ニ赴イタノモ、 夕評ヲスル者スラアル位ダ。議會政治家等ガ鞏固ナル國家ヲ作リ上ゲル爲メニ ルマイ パナラヌ、 カト疑ハシメ、彼ノ革命ノ序開キナル食料不足 勝テルヤウニ手强クヤルニハ、無責任ナ内閣ノ存在ヲ忍ビ難イト考ヘタ 或ハ人ヲシテ獨澳ト ノ叫ビョ口質トシテ譜和ニ取リカカラウト 單獨講和ヲ結バ ノ如キモコレ實ハ政府 ントスル下心ガアル ノ奸策デ、 戦争ニ シタノグ ノモ、 勝タナケ ト、穿 팼 强 一說

ッ

をふ公ノ臨時政府ノ組織ヲモ、十五日ノ日附ニシテ、皇帝退位際ノにとらすノ承認ヲ經タノモ、 權ノ授受ヲバ、 デアルト云フ。 ニハ議會政治家等ト相應シ、 ハ、君主政體ヲバ其儘トシラ、依然ろなのふ家ヲ戴キ、政治ノミヲ立憲的ニ改メヤウ、 議會政治家ノ見ル所此ノ如クデアツタカラシテ、彼等ガにこらすヲ退位サセル際 極メテ穩カニ合法的ニ運バウト にとらすヲシテ內閣改造ノ議ヲ容レ シタノデアル。議會行政委員會ノ次ニ成立 シメヤウト ノ使命ヲ齎ラシ 從テ政 シタる

ø

同シ意味デアツタ。然ルニ彼等ノ目算ノ外ヅレタノハ、彼等ノ計畫ニ無理ナ點ガアリ、 手違ノ第一ハにこらすヲシテ位ヲ皇太子ニデハナク、皇弟ニ讓ラシメタコトダ。抑モ兄弟 マナ所ガアツタ為 ダト云フ外ハナイ。 ヤリ方ニ ラ相

續 戴ク限リ、 ノ露國ニ於テハ、 ハ變則デ、平時ニ於テスラ動搖ノ種トナラスト限ラス。 帝位 ノ授受ハ成ルベク順當ナ父子相傳ノ カ ク少 シデ モ安全ヲ害スル如キコ 法ニ ŀ ,, 成ル 3 ラシメネハ ~: ク避ケチバ ナラヌ。にこらすガ皇太子 ナラ . Я ろまのふ朝ヲ

況ヤサナキ

ダニ累卵

ノ危キニ居ル革命

等ガ皇弟へノ讓位ヲ承諾シタノハ、彼等ニトリテアマリ目先キノ見エヌヤリ方デアツ 而シテ彼等ガ主張シサヘスレバ、にこらすトテモ遂ニハ讓歩シタニ相違ナイ、然ルニ議會政治家 デ、皇弟みはえるへノ讓位ヲ是認シタトカ云フケレド、コレハ人情ヲ解シタヤウナ、其實半可通 反シ、彼等ハ勞働者ニ曳ズラレ鼓舞サレラ起ツタノデアル。故ニ絶エズ勞兵會カラノ壓迫ト威嚇 ウテ居ルトハ云へヌ。ソレトモ若シ革命ガ最初カラ彼等ノ發起ニョルモノデアツタナラバ、 ッ ŀ ナ考デアツテ、ト ラウガ、にこらすノ希望如何ニ關ヤズ、議會政治家ハ飽クマデモ皇太子ノ相續ヲ張ユベキ筈デア 。帝國政府ノ議會ニ代議士トシラ選バレタノミデアル彼等ハ、政府ヲ組織スルマデノ信任ヲ負 *≯*° 骨折ツタニモ拘ハラズ、其舊政府トノ連鎖ガ、皇太子へノ讓位デナイ爲メニ甚脆弱ナモ シテ後ノ紛紜ノ種ヲ蒔クヨリモ、寧ロ兄ニ代フルニ弟ヲ以テスル方ガ安心カモ知レヌトイフノ 譲ルコトヲ思ヒ止マツタノハ、子ニ離レガタナイ親ノ愛カラシテデアルトイフ。 ヲ冤レナイ。 |式ノ委任ノ有無ヲ論セズ、彼等ノ考通リニ革命ノ整理ヲススメテヨイ蹕デアルガ、事實ハ之ニ 議會政治家等ガ石ノ如ノ舊政府ノ正當ナ讓リ渡シト承認トニヨツラ統治權ヲ收メタ形ニ 父ヲ退ケ子ヲ立ラルト、其子タル者永々廢立ヲヤツタ人々ヲ敵トシ怨ムダラウ、 然ラバ其權力ノ基礎ヲ下ノ方ニ、卽チ一般民心ニ有シテ居ツタノカト 味以外ノけれんすきーヲるをふ内閣 ルニ足ラヌ。皇太子へ譲ラセル方ガドレタケ民心ノ動揺ヲ減ジタカ知レナイ。 ノ法相ト シ君主制繼續ノ素志デアリ イフニ、 ソレ サウモ行 サレバ サモ ノ ト ナガラ、 シ 或ハ P 7

**政體ハ後日開クベキ憲法議會ノ決定ヲ俟ツトシテ共和論ニ實現** 

ノ餘地

ヲ與ヘタノモ

=7

ガ

(為ダ)

漩

法議會ノ成立ヲ急グコトデアル。 シナガラ斯タ板挟ミニナツタ後デモ、 此議會ノ代議員ノ選擧 彼等ニトリ尚ホ一條ノ活路ガ開カレテアツ ハ段々ニ延ビテ、 第七卷 遂ニ過激派ガ滔天 30 卽 チ憲

激派ノ不利益ニアツタ。 力ヲナシテカラ施行サレタノデアルガ、ソレデモ其結果ハ穩健ナ共和主義者ヲ多敷ニ選出 ク云ハパ、ソレハ事後 タ筈デアル。 若シ革命後直グニ開イタラ、或ハ立憲君主制ニ落著 ノ知慧デ、實際其局ニ當ル者ノ身ニナルト、 サレバ若シ此選擧ニシテ一日早カリセバ、一日ダケ穩健ナ分子ヲ加へ カ ヌ ㅣ モ限 ラナ 力 ツタラウ。 ノ勢 斯 得

サウ甘クハ見透シガ利

カ

ヌ

ŀ

難スル ヲ受ケルコドハ \*) べき筈ダ。 力 ヲ期待シ得ルトイフ見込ノ明カニ立ツタ -E 知 V ヌ 政府ノ幸福ダトマデ昇ク出タノデアル。 ガ 革命當初トラモ、憲法議會 ノデハナイ。 ノ選擧ヲ延バシテ、ソレデ將來形勢ノ大 延ハスコトノ不利益 現二彼等ハ勞兵會ニ媚ビ、其監督 ハ最初 カラ分ツテ居 ニ改善

其上ニ容易ナ テ等開ニ附セラレ、 ラヌ難局ニ立ツタ。 勢力トシテ中字ニ迷フ議會政治家ガ多數ヲ占メタ、其るをふ公ノ假政府ハ、

上カラノ繁ギハ弟へノ諏位デ弱メラレ、下ノ基礎ヲ固メルコトハ憲法議會ノ選擧ノ延引ニョツ

國債總額ガ五百五十億留ニ達ヌベク、其利息ノミデモ一ケ年二十五億留トナルト 其上ニ 英國カラ六十五億留ノ借金ノ外、米國デ二度モ公債ヲ募ツタカラ、 兵隊 や職工 一ノ給料 ヺ 藏相てれすちゑんこノ 五月發表シタ所ニョルト日本 溡 二高メタ カラ、 財政バ 溺ガ上ニ逼迫ス 九一八年ノ一月一日 ル。 紙 鹏 ヲ カラー億五 濫 = 狡 ١, デア

物價ハ益々騰貴スル。農民ニ對シテハ土地問題ヲ解決シテヤラネ ۲۲ ナラズ。 サ v ŀ テ迚モ遠

大 進ナド ヲ立ラル追ナク、 少シク面倒ナル問題ヲハ憲法議會ニ譲ルトシテ、 當面ノ急務ニノ

ミ忙殺サレツ 議院政治家等ガ戰爭ノ仕振りノ手緩イノヲ憤リテ舊政府ヲ非難シタニ反シ、 而シテ外交ニ至ツテハ難關中ノ難關デ、 ッ アツタガ 其目前 ノ糊塗スラ行キ届カ 遂ニ新政府崩壊ノ端ヲナシタ。 ズ、 食料 ノ供給ハ依然トシテ不十分デアツ 兵卒及ビ第 働 者

、或ハ負ケ戦ニャケヲ起コシ、 タ。故ニ革命後ノ露國ハ此君主政ト共和制、戰爭遂行ト蒜和トイフ風ニ全ク矛盾シタ希望ヲ持 或ハ戦争ノ影響ナル日常生活ノ苦シキニ堪へ ズ、皆平和 ラ熱望

佛國ノ革命芝居ニハ、最下級ノ人民モ参加シテ居ツタレド、彼等ハ其主ナル役者デハナク、革命 比較論ヲナス者ハ、近頃西洋ニモ日本ニモ可成アルガ、此両者ハ其本質上決シテ同日ニ論ジ難イ。 テ居ル |両者ノ寄合所帯デ、此點ニ於テ佛國大革命ト雲泥ノ差ヲ表ハシテ居ル。因ニ此|両革命

迄ハ、革命ハ知識階級財産階級ノ起コシタノダ。然ルニ露國ノ知識階級ハ、勞働者 否寧ロ勞働者 抑モ無理ナ注文デアル。 三罽マサレテ革命ヲヤツタ。ソレニ己等ガ恰モ主動者デアル如ク振舞 戦争トノ關係ニ至ツラモ、 両革命ハ全ク反對デ、佛國革命 ハムト ト相待チデ、 <u>ښ</u> 革命 ク

ノ終リマ

デ被動者

ノ地位ニ在リ、

一八四八年ノ革命ニ至ツラ、

始メテ主動者トナツタノデ、ソレ

ラ 擁護ノ為メニ戦争トナリ、 デ、露人ノ土氣ガ勇、答ハナイ。 シテ敵ニ克ツタ。 所ガ露國 ソレニ革命ガ誘發シタ國民精神ガ加ハツラ、愛國ト ノ革命ハ負戦ガ誘因ヲナシラ發シタノデアル 議會政治家 ノ目算ノ狂ヒハ 斯カル カラ、 來テ 居ル 革命ヲャツタ 理想ト ノ為ニ ノデア 奮 ŀ

相違力 ラモ

(第六號 즈트 七九九

謋

居ラヌ 彼等ト雖勞働者ト兵卒トノ一部ニノミ根據ヲ有スル自稱代表者デ、 戰 争ァ 發表シダト 獨不講和ノ約東ヲ破ルト決心セヌ限リハ、 減シテ戰爭ノ目的ヲ國防 人ノ私見ニ過ギズト公言シ、 團代表者 後幾モナク、 カ j ヵ。 ノ單獨講 フ ツタ 軍 Ի · 遂行 專卜 、黙ニ於ラハ、何等議會政治家ト選ブ所ナク、從ツラ猛威ヲ揮ヒツツモ、内心不安ヲ禁ジ得 平獨講和 ソレ = モスツタ。 カ るを 乜 ラデア ハ彼等 ラ何ノ役ニモ立ツ筈ガナイ。然ラハドウシテ勞兵會ハ最初カラ單獨講和ノ本音ヲ吹カ シ ム ト モ發表シ 和ヲ標榜 外相みりうこふカラ在外代表者ヲ經テ、 ふ公 ノ外ニ途 何等積極的成案ヲ示サズ スル者ナルコ 此等 ענ ノ羽翼未成ラズ、 ノ假政府 タ。所が勞働者ヲ代表スル閣員けれ シタ 故 ハ要スルニ戦争目的トシテイツレ ノナィ この彼等 ノ デ ノミ ٠, 茲ニ先ツ内閣不一致ノ端ヲ示シタ。 ニ限ルト ハナク、 トヲ 何 ト Æ. ノ デ 直 ソレ カ . = 少々モ獨力デ露國ヲ左右シ得 ァ シテ革 政府 云と、 敵二 بر 0 ソレ通告セシメ、其後更ニ同樣ノ趣意ヲ敷衍シテ新聞 シテ、 パラ 乗取 露國ノミノ戦争目的ヲ單獨ニ發表スベ 何故 シテ露國内ニ在ル限リ戰フト云ヒ、次ニ 命ヲキ 或ハ獨澳ニ 政府 カト ענ ッ ノ外交方針ニ反對シ、 **=** カ イフニ聯合デ獨澳ト ŀ 革命政府 ケ んすき ヲナサ モ消極的デアツテ、 シテ無併合無賠償 三戰爭 べ、 ī ノ盆々固ク聯合諸國ト結ンデ、 ニ活氣ヲ添ヘヤ 但シ勞兵會トテモ מנ 暫ク監督者トシテ政府ヲ嚇 完全ニ正當ニ民意ヲ代表シラ 自信ヲ持 外相ノ此宣言ヲ以テ、 戦ヒ來ツタ以上、 みりうこふ及ビ之ト同 ノ講和 彼等 タナ ウト ラ聲明 カ キ ノ説ヲ煎ジ 最初カラ獨澳 筋モナク、又 ハ少シク手加 ッ シ Þ 政府 力 ス 新二 ヘラデ, ル 詬 迄 成立 記

翼

個

戰

ノぐちこふヲ政府カラ驅逐セ

ム ト

3/

*?* 

ス

シテ、國威ヲバ保タザルベカラザレト、 コデ彼等ノ反對ニ萎縮 シタ政府 侵略ノ意思ハナイナドト曖昧ヲ言ヒ、且勞兵會カラ此上 正面カラ以前ノ宣言ノ取消シヲナサズ、之ニ新解釋ヲ附

心配ノ必要ハナシ、 國トノ間ニ存スル秘密條約ノ發表ヲ要求シタ。 ハ、之ニ答ヘテ、聯合國ノ戰爭目的トテモ必シモ無倂合無賠償主義ト矛盾スル 脅威ヲ死ル ル爲メニ、其代表者ヲ入閣セシメヤウトシタガ、勞兵會ハ其手ヲ食ハズ、却ツテ聯合 但シ目下聯合國ハサナキダニ露國ノ成行キヲ懸念シツツアル際ナル コレニハ政府モ承諾ヲ與ヘ難イカラ、みりうとふ æ ァ ブ デ チィ ガ放ニ、 力

**責任ヲ負フ能ハズトラ真先キ** 戸際ニ先ッ逃ヶ足ヲ出シタノハ陸相ぐちこふデ、軍紀ノ額廢軍需品ノ缺乏共ニ其極ニ達 聯合國トノ間ヲマヅクスル恐レアル所ノ秘密條約發表ヲナスコ 二辭職シ、爲メニ內閣ニ觖員ヲ生シタ。補充ヲ勢兵會カラ採ラウト トガ出來ヌト云ツタ。 然ルニ此躙 到底

スレバ、勞兵會ノ方デハ、政府ニ於テ無倂合無賠償ヲ標榜シ、之ヲ基礎ト

んこ外相トナリ、けれんすきーハぐちこふノ後ヲ襲ヒ、勢兵曾カラ新ニ三名・ 場ガナイカラ彼モ鮮職 決セヌ以上、代表者ヲ入閣サセヌトイフ。政府遂ニ之ヲ讓步シタガ、サウナルトみりうこふノ立 **ハ五月中旬ノ出來事デアツラ、表面ハ議會政治家ト勞兵會ノ聯立內閣ノ姿デアルケレド、** シタ。 ソ = デ内閣 ノ大改造トナリみりうこふノ後ヲ襲ヒヲ藏相てれすちぇ シテ講和ニ著手スルト ノ閣員ヲ入レタ。 其實

誘 ッテ無併合無賠償ノ講和ヲ結 滍 世界ノ大戦(一) バスコト ノ困難ハ明白デアルノニ、一方デ單獨講和ヲセヌト言明

一人外交方針ハ槎不徹底ナモノデアツタ。

コレ

ハ已ムヲ得ス次第デト

聯合諸國

改造以後ノ内閣

極端社會主義ノ大勝利ヲ示ス

モノダロ

(第六號

八五)

八〇 1

Ż.

ス

第七卷 (第六號 八六 人〇二

理由 ررر 排 シナ居 カラ、 明白デ、 ドウシテモぢれんまヲ脱シ得ル筈ガナイ。 ッ 70 若シ之ヲ公表セヌト無併合無賠償ノ決心ガ固クナイヤウ 丽 シラ其勞兵會、相變ハラス秘密條約ノ公表ヲ迫ル。 然ル 三政府 ノミナラズ勞兵會モ單獨講和 = コレ 晃 ェ ガ爲メニ政府 ν • サ リトラ之ヲ シ困

カ 公表スルト聯合國ト破綻ヲ生スルハ必然デアル。然ラバ同ジク單獨蒜和ヲ好 何故其公表ヲ追マ ル 力 **\_** ν ニハニ樣ノ解釋ガアル。一ハ公表ニヨツラ縣合諸國ヲ威嚇シ、 マヌト 稱スル勞兵會

得タ 真意ガ後者ニアリト ソレ 以テ總譯和 **小彼等** カラ單獨講和ヲト、出ル準備ト見ルノデアル。若シ勞兵會ノ真意カ前者ニアツタトスレバニ 三導力 ノ愚ヲ示 ム ト スレバ、此時獨逸ノ手ガ既ニ勢兵會ニ廻ツテ居ツタモ ス モノデ、公表シ シ タト見ルノデ、他ハ公表ニョリ先ツ總蔣和ヲ不可能 タア ŀ ハ 威嚇ノ種ニナラ ヌ コ ŀ ヲ 知ラヌ ノト解 --بر ج æ ノデアル。 ン得ル。ド 然ル後已 チラ ームヲ シ

過激派ヲ辯護スル 其後彼一派 部デ次第ニ勢力ヲ加 ノ見方ガ正鵠 雖秘密條約 ノ行動 公表 近 イ 人々 ŧ カト云へバ、前者ョリモ寧ロ後者ト云ハナケレバナラヌ。盖シ勞兵館ノ連 何等カノ ヘッツアル過激派ノ首傾れにんハ、 = ハ彼等ヲ以テ獨逸 3 ツラ總壽和ヲ致 聯絡ヲ獨逸ト シ得べ ノ犬デナイト云フ。 ノ間ニ有シテ居ルト思ハシ シ ト 信 スル程痴鈍デナ 革命後瑞四カラ獨逸ラ通過 戜 ハ サウ カ ዹ 4 ヌ點ガ多イカ Æ ノミナラズ、勞兵會ノ內 知 V 又 ガ 少 ラデア テ歸國 シ 贈賄 ル

勞兵會內ニ於ケル過激派勢力ノ發展ハ七月ニ第二ノ內閣改造ヲ餘儀ナク シタ。 新 二成ツタ 1

利

用

ス

:: ŀ

7

ノミ

考へ

テ居ツ

Ø

力

Æ

知

v

ナイ。

者ト收賄者ト

ノ關係ニ似タ聯絡

ノアツタ ,

コトハ否定シ難イ。

獨逸

=

利用サレ

ルコ

ኑ

ァ

、水忌レ

ラ.

んすき-内閣デアル。 ッ テ自ラ强ウシ得タノデア けれ سار んすき1ハ以前コソ穩健派ニ對シラ勞働者ノ利益ヲ代表 ガ 彼ョ リモ一層猛烈ニ勢働者ト兵卒トヲ代表ス ル者 カ Ш ソレ

ゲラレ け ノ無能ハれにん等ノ人氣ヲ増シ、 後 タノハ、 彼自身穩健側ニ 即彼ノ下リ坂トモ見ル ナラサ سر 十一月七日けれんすき-内閣ハ終ニ彼等ノ顕覆スル所トナリ、 ヲ得 ベキデ、こるにろふノ敗軍ハ却ツテ彼ノ沒落ヲ早メ、政府 ヌト 同時 ニ、其地盤ガ鄰弱 二 ナツタ。 サレ バ 首相 ニ祭リ上

公表シタ。 7 シ千九百十七年十月末、 ツッツ 過激派ガ政 其中ヵ カ ラシ 同 ラシ 時 = テ過激派 府ヲ溗取ルト、其外相とろつき1ハ先ツ前政府及ヒ前々政府ノ機密外交文書ヲ押收 レ 一獨澳ト 卽チ聯合國トノ手切レト解スル外ナイノニ、表面ハ依然トシラ單獨不講和ヲ提唱 ラ、一九一五年三月聯合國ガ露ノ土京及ヒ海峽占領 ノ天下ガ始ツタ。 ノ單獨講和ノ交渉ヲ開始シ、十二月十五日 即けれんすきー内閣ノ文書ニ至ルマデ、 總計二十餘通ヲョ ぶれすと・りとがすく ニ承諾ヲ與 ヘタ文書ヲ始 リ 出) シテ之ヲ 於 ラ

法議會へ過激派ニ反對 過激 ラ辞 讂 スル人々 ノ者多数ナル 八動 Æ ス v バ彼等 ガ爲メ一月中旬暴力ヲ以テ解散サレ ノ主張ハ露人ノ聲ダトイフ。 岩シ果 90. シ テ然 ラ 火此

戰條約ヲ結

本年三月三日同所ニ於ラ諧和條約ガ調印サレタ。

而シテ此群!

和

談判

ジ進行

解散

茲ニ少シク述ベヺ置キタイノハ、とろつき-等ガうくらいんノ獨立ニ極力反對 、生せ ハ無併合無賠償 ヌ筈タ。 ぶれすと・りとうすく ノ講和ヲ主張スル ト共二、各民族ノ運命ハ其自 ノ條約ニ關シテハ諧演 ノ最終ニ述べ 决 任 カス v ŀ タ ル積デアルガ、 1 = ŀ フノデアル ・デア

世界ノ大戦(二)

八七)

八〇三

第七卷 (第六號

講 演

過激派

軍ノ來侵ニ及ンデ、抗禦スへキ武力ナキヲ卿チ、 換言スレバ消極的 争ウタノハ、露國ノ版圖ノ過度ノ縮小ガ過激派ニ對スル人氣ノ落テヲ來タスコトヲ恐レタモノデ、 彼等ヲ以テ一本調子ノ主義ノ人デ、 リ方ナドヲ考ヘルト、過激派ノ連中モ、 ラシラ、本賞ナラバうくらいんノ獨立ニ苦情ヲ云フベキ筋ガナイ。とろつき1等ガ執拗ニ之ヲ ノ帝國主義ト見サルヲ得ナイ。 中々味ヲヤツテ居ル。過激派ニ同情スル人ハ ソレ ソレ カラ已ムヲ得ストテ讔和條約ニ調印シタヤ ニ哔和條約ノ調印以前ニ軍隊ヲ復員 動モ スレ

佛伊 両國ノ國情 ハ之ヲ信ズルコトガ出來ス。

融通ノキ

カヌ者ノヤ

ゥ

二説クガ、

果シテ

サウデアラウ

カ

|逸ノ敵國ガ其敷實ニ十九ケ國ノ多キニ達シテ居ル。十九ト云フノハ、之ヲ其参加ノ順序ニ 列撃スルト、先ツ露西亞ヲ筆頭トシ次ニ佛蘭西、 白耳義、爽國、 塞耳維、 黑山國、 日本、 以上 3 ツテ

世界的大戦ノ鑓園ハ年ヲ逐ヒテ擴大セラレ、開始以來旣ニ五十ヶ月ヲ過コシタ今ニ於テハ、獨

七國ガー九一四年ニ交戦狀態ニ入り、次ニ伊太利ハ翌一九一五年漢國ニ宣戦シタケレド、直接獨 一九一六年ニナル 九一七年四月ニハ北米合衆國ガ對獨戰爭ヲ宣言スル 對スル宣戦 ハソレカラ十五ヶ月 ト此衛伊ノ外ニ羅馬尼モ加ハリ茲デ獨逸ノ敵ハ總計十ケ國トナツタ。 七後 クレー九一六年前國ニ次デ戦爭狀態ニ入ツタ。 其翌年即 ン 力 ラ

コトトナツタガ、 亞細亞ニテハ暹羅、

スルト更ニ之ニ傚フモノ、

支那、

亞弗利加ニテク

新大陸ニきゅば、はなま、ぶらじるノ三共和國アリ、

臘モ、亦此年ヲ以テ聯合國側ニ 最近更ニ之ニ ニ交戦狀態ニハ入ラザルモ、 りあ共和國 加 イグレ ハツタノハ中部亞米利加ノぐあてまら共和國テ、 モ共ニ獨逸ト交戦狀態ニ入リ、其外久シク親獨 中立ヲャメ、 加ハツタノデ、 獨逸トノ國交ヲ斷絶シタモ 獨逸ノ敵ハ更ニ増加シ十八ヶ國トナツ ソレデ總計十九 ノ態度ヲ持續 ニナ シッツ jv o . **9** ッ 7 尙此外 而 ッ タ希 ラ

度ノはいち、さんどみんで以上九國ガア 魯、うるげい、えくあどるノ四國、 中米ノほんぢゅらす、 יזק ס にからぎゆあ、 こすたりか、 及ビ西印

ノニ、

南米

1

ぼ

りが

置ケハ實際獨逸ト戦 戰 日本位ノモノデアル。 亦同様デ、 ノ程度誠ニ微々タルモ 以上ノ如ク列擧スルト其數質ニ莫大デアルガ、 黑山 國 L ソコデ今日ノ諧演ノ題目ノ下ニドレダケノ國々 ッ 且國ヲ失ツタママ未ダ毫モ回復サレテ居ラナイ。 ノモ ツアル アル . 國 ノミナラズ、露西亞ノ如キ今ハ聯合軍側ト ノ敷ハ左マデニ多クハナク、英、 交戰狀態 = 在ルトイフ十九ケ 佛 ノ事ヲ述ベレハ 折カ 伊 - モ<u>|</u> 云へ 白、塞、 ル國カヲ勘定ノ外ニ 國 ス、 中 米 ∄ ィ 羅馬 τ 及ど我 カト云 其参

ナ イノデアル 作年一作年 カラ、 ノ講演ニ 今日ハ昨年春以來 既ニィ 伊両國ノ事情ヲ話セバヨ U 1 U ノ二國ノ様子ノ極ク荒マショ中 ۲ 述ベタ コ ト デ 其後 Ի テ ニナル。 Æ ァ Ż 7 ラ而シテ此二國 **\_** ŋ 珍ラシイ變ハ ŀ = *એ* Þ ŋ 關 t ゥハ テ

1

⊒ r

今日差

シ當ツテハ主トシテ佛、

說

クベキ程

ノ國情トイフモ

フ

日本ヲバ先

ジ別

ŀ

シ、白、塞、二國ハ最近其故國ノ土地ヲ恢復

ノハナイ。ソレカラ英米両國ニ

闘シテハ、

別に述べ

w

=

ኑ

ŀ

ス

jν

カ

ラ ラ

シ

ツツアルノデ、

今遡り

伊太利 人ノ戦争 演 跳 ス ル 態度ハ少シク他國民ト其趣ヲ異ニスル所ガアル。 露國ノ過激

世界ノ大戦(一)

第七卷 (第六號

八〇五

派

カ、

八〇六

譯 演 世界ノー

モナイ。 其他英國ニ於ラモ佛國ニ於ラモ、上流ハ概シラ戰爭遂行ニ贊成デ、下流即チ勞働者等ハ、 資產階級 ノ者共ガ自ラ爲ニセムトシテ企テ且遂行スルモ ノダ ۲ スル コトハ今更云フ迄

戦争ヲ呪咀シテハ居ラナイ。コレハ伊太利ニトリ此度ノ戦争ガ決シラ突然ノモノデハナク、 | 加特力派、 ヨリ モ寧ロ平和 貴族ノ大部分ガ戦争ニ氣乗リノシテ居ラヌニ反シ、 ラ欲ス ルト イフ ノガ共通 ノ有様デアル。 然ルニ伊太利ハ之ニ反對シテ、保守 一般民衆ハ他國ノ下級人民程

續事業ニ過ギヌトイフ感ジガスルカラデモアラウ。一八五九年ノ戦争ニョツラ獨立 八五九年以來ヤリカケテ居ル伊太利 ノ獨立、 詳ハシク云へべ、伊太利人ノ伊太利ヲ完成スル其繼

上ガツタノニ、一八六六年ノ戰デ、窓にすヲ加ハへ、一八七○年ノ戰爭ニ乗ジヲ羅馬ヲ占領 統一、獨立ハ袰ニ殆ト成就シタノデアルケレド、伊太利王國ノ周圍ニハ、マタ伊太利人ニシ 一ノ大勢 カ出

理由 澳領中デ伊太利人ノ專住地ハ伊太利王國ノ中ニ入ルベキ譯デアツテ、從ツテ伊太利ノ戰爭參加 實ニ此等伊太利人ノ居住地ヲ倂合スル 二存 シタ。 サレバ若シ露國過激派ノ主張 シタ無併

ラ他國、換言スレバ澳國ノ羈絆ヲ脱セザル者モアル。若シ此度ノ戰爭ニシテ見込通リニ**行**ケバト

合無賠償ノ讔和トイフモノガ、其文字ノ嚴密ナ解釋通りニ成立スルトスレバ、伊太利程當惑 國ハナイノデ アル 之ニ反シ如上ノ希望ニシテ存スル問ハ、 戦 争ハ一般 人民ニ氣 受ケガヨ

伊太利ハ由來英吉利ャ佛蘭西トハ違ヒ、 態ハ澳洪國 デ戦争ヲ繼續シ、昨年十月ノ大敗ガアツタニ ョリ 列張ノ一ニ位スル大國トシテハ貧乏國デアル。 **モ拘ハラズ、内黴モ起ラズニ居ルトイフノハ、** 其財政狀

リ民衆一般ニ此希望ガアル爲メト説明スル外ハナイ。

戦争ヲ遂行セムトスルノガ間違ダナドト弱音ヲ吐ク者モアリ、 英國 ガ、伊太利ハ貸ス餘裕トラハナイノデ、借リル一方ダ。英佛幷ニ米國カラモ借リラ居ル。實際如 何程費シタカトイフニ、昨年ノ春三月末迄ノ總計ハ、殆ト二ケ年デ七十三億圓許り、其一日平均 佛ノヤウニ多クハナイ。而シテ英國ノハ勿論佛國ノ戦費ノ中ニモ、聯合國ヘノ賃金ヲ含ンデ居 面白クナカ ガー千萬圓位デ濟ンデ居ツタ。但シコレハ平均デ、最初ハコレヨリ少カツタノガ次第ニ増シテ來 フノデアルカラ、今ハ其以上ニ達シテ居ルト見ルベキデアル。 東北隅ヲ主ト ・モ昨年春以來度々更迭シタ。 カラ、兵敷モ佛國ナドト比ベモノニハナラヌ譯デアルケレド、ソレデモ本年一月ノ調査 戦時中ノ伊太利ハドンナモ 同國論者ノ中ニハ、伊太利政府ガ、外國カラ助力ヲ得ル約東ヲ堅固ニセズ、猥 人口ノ約一割二分四百三十二萬人、二十六年度ニ亘ル壯丁ハ軍人トシテ召集サレラ居 ノデアル ノ平均額ニ比ベルト雲泥 イフ譯ニハ行カスカラ、新税ヲ起コスハ勿論、内國債ヲモ募集シタガ、 ッ 70 カラ、昨年春頃ニナルト一日平均一千五百萬圓以上ヲ喪シテ居ツタノダ。此ノ額 外ニハ佛國ニ少許ノ出兵ヲシテ居ルノトばるかんニ出兵シテ居ル オマケニ昨年十月ノ大戦デ戦喪ハ著シク増加シ、累計百十億餘圓 ノ差デアル ノカトイフコトヲ簡單ニ説明スレバ、其受持ツラ居ル戦線ガ自國 ガ、ソレデモ伊太利ニトツラハ容易ナラサル負擔 食料品ノ缺乏ハ人氣ヲ惡クシ、內 次ニ戰爭ニ要シタ費用、 四回迄れ成績基 位ノモ ŀ リニ獨力 ナツタ。 ノデア = ト イ ŧ 借

六月改造サレタぼせり入閣モ、

演

昨年十月末ニ顕覆シ、

おるらんど

謎 籏

戦局

ノ景況モ立チ直ツテ、

世界/大戦(二) (第六號

本年春ニ募集シタ第五回ノ内國债モ、以前ヨリハ好景氣デ、 ノ成立ヲ見ルコ トトナツタ。併カシ此おるらんど内閣ハ其後動揺ヲ見ズシテ今日ニ至リ、 次第ニ旗軍 マ 驅逐 ツアル。 此分デ行クナラバ、 總額二億四千八百萬ノ多額 先ッ壽和迄ハ今ノ 達

シ ツ

|勢デ少シツツ進境ヲ見ルダラウト思ハレ 次ニ佛蘭四ハドウカト云フニ、昨今デコソ大分獨軍ヲ驅逐シタガ、 ル。 此三月カラ獨軍 ガ猛烈ナ攻

y, 次第二巴里ニ接近シタ時 ハ勿論 ノコト、 其以前ニ於テモ國土ノ少カラサル 部分カ敵

勢ヲト 國内 占領サレテ居り、 タトアル。 ニア jν 其頃ノ西部戦線 = ኑ 論ヲ須ヰ 其地域ハ、本年二月たるぢゅうガ米國デ演説シタ所ニョル ナイ。 ノ延長ハ七百五十五基米トイフコトデアツ サレバ佛軍受持ノ區域モ他ニ比シテ頗ル多ク、 ŋ 力**\*** 其戰線ノ大部分ガ佛 ト二萬方基米ニ達 英白雨軍ノ受持區

域ヲ合シタモノノ三倍ニ達シ、從ツテ其手當モ十分トハ行カズ、獨逸ヵ一個師團テ六基米ヲ持 對 佛軍 師圏デ九基米ヲ持チ敵ニ當ラザル ヲ得ナカツタト Ż **7** ŀ デ アル。 ソレデモ 佛

エヲハ勿論除外シテ、總計四百七十二萬五千、其內臨戰地帶ニ在ルモノ約三百萬ト . 兵員 莫大ナ數デ、 本年一月現在ハ植民地カラ來タ土人兵ヲ加ヘズ、軍需品製造ニ從事ス イフコ ル職 人ガ

,逸軍ノ攻勢ヲ喰ヒ止メ、 踵イデ六月ヵラ盛リ返ヘシヲナシ 更ニ四月下旬ニ發表シタ所ニョルト一層増加シ、 戰死者ハ其比マデニ一百萬人以上、癈人トナツタ將校兵卒モ約一百萬人デアリ、 戦死負傷ハ二百六十萬人トナツタ。 タノデ、 死傷ハ更ニ夥シク 其後同· 增 ソレ 加 カ ベラ獨 テ居

相違ナイ。

從ツラ其補充ヲナシ戰爭ノ遂行ヲヤ

jν

バ為メニ

我國デ云フ國民兵役ノ者ノミヲ

召集シタ位デハ足ラヌ、若イ方ヲ云ヘバ、昨年ノ春カラ一九一八年度一九一九年度ト順 = 召集

本年六月終迄ニ四百二十億。外國債ガ戰爭ノ爲メニ増加シタコト三百七十億ニ達シテ居 トニ定マリ一八七〇年生以後ノ者ノミトナツタ。戦费ハ軍費トシラ議會ノ承諾ヲ得タ分 ラ居ルノト大差ハナイ。マタ古ルイ方フ云へパー八八九年度ノ以前ノ渚ハ昨年春ニ復員トイスコ シ、本年八月ノ始メー九二〇年度徴集案ハ可決サレタ。サレバ獨逸デー九二〇年度ノ兵ヲ召集 タケデ、

此ノ如キ人命ト財産トノ損失ヲ忍ンテ佛國ハ戰爭ヲ咎ミツツアル、然カシナガラ他國デヤ

カ

府 タ。サレバ此 ばんヲロニシタ譯ダ。芝居寄席ナトノ豊興行 ノ如キモ昨年十二月ニ漸ク發布サレタ位デアル。ツマリ俳人ハ他ノ交戦國民ヨリモ運グマデ臼 シイ問題ノ食料品ノ如キモ、同ジク不足トハ云ヒナガラ、佛國デハ頗ルユルヤカデ、 ガ惡ルイ、 戦争トイフモノハ苦シイツライモノデアルベキ筈ナノニ、皎府ガ人民ニ面白ク戦争 ノ如ク佛人ガ戰時ニ於ラモ平時トアマリ異ラヌ生活ヲツヅケテ居ルノハ、コレ ノ如キモ、戦前カラ 其儘引キ 續イテ[行ハレテ 取締 二、政 居ツ 法律

ヲヤラセ、 ャウナ次第デ、從テ政府モ自由ニ手腕ヲ揮フコトハ出來ヌ。 昨年三月 ぶりあん 内 クナイナドト攻撃ヲ加ヘル者モアル。社會黨ノ一部ニハ戦爭反對ノ者ガアツラ、時々議會デ花ヲ レ區分シ、其等ヲ擔當スル委員會カ議院内ニ設ケラレテ、以テ行政部ノヤリ方ヲ監督シテ居 カス。且ツ内閣 陸軍大臣 換言スレバ戦争ヲ評判ヨカラシメヤウトシテ、其真相ヲ人民ニ示スコトヲ怠ル りおしていガ軍事上ノ機密ヲ理由トシテ、 ト議會ト ノ關係ガ英國トハ異リ、議會ノ方ノ鼻息ガ中々荒々、現ニ國務ヲソレ 議會二十分ナル説明ヲ與ヘル コトヲ拒ン ノ 仆レタ

第七卷 (第六號

世界ノ大戦(二)

八〇九

ク

一胚胎

斯クラりぼー内閣ノ組織トナツタガ、

其存在六ヶ月ニ及パムト

スル頃親獨運動

(第六號 九四)

+ 取 1 - 旬ニ成立シテカラ今尙ホ續イテ居ル。くれまんそうハ一八四一年ノ生レデ昨年七十五歲ノりぼ 顕覆シ、 締 3 リモ更ニ年上ノ七十六歲トイフ高齢ニ達シテ居ツタ。此人ニハ早クカラ内閣願覆者トイフ綽 ノ理由ヲ以ラ仆レ ぱんる変内閣トナリ、コ 在職二ヶ月ニシテくれまんそー内閣之ニ代ハツタ。 レモ總司令官問題、 言論不取締問題トノ為 此內閣ハ比較的長命デ昨年十一月 直

クラ、 連坐スル 排斥スル。 號ガアツテ、 起コリ、事件ガ次第ニ擴大シテ甞テ首相タリシかいよう及ビりぼー内閣ノ内相まるおい等モ之ニ 同時ニ果斷ナ政治家デアルカラシテ、從來ノ諸內閣ノヤウニ、出來ナイ事ヲ出來ルカノ如ク見セカ 以テ反對者ヲ慰撫スルヤウナコトヲヤラヌ。一部社會黨ノ平和論ノ如キハ獅乎ト ト傳ヘラレ、 從ツテ民心モ引き締マツテ來タ。 此人ノ攻撃ニョッテ仆レタ内閣ハ敷多クアル ぼろハ死刑ノ宣告ヲ受ケタガかいようモ本年一月ニ捕縛セラレまるだいモ りば1内閣 ノ終リ頃ニ有名ナぼろ事 ノデアルガ、峻烈ナル攻撃者デアルト 件トイ フ シテ之ヲ ノガ

タ。此等ノ處分ハイツレ 同様裁判ヲ受ケ、 賣國 ノ嫌疑ハ発レタケレト在職中職務怠慢ノ廉ヲ以ラ五年間 **ゃくれまんそう内閣ニナッテカラノ事デアル。其以前ノ内閣** ノ追放ニ處 ハ親獨派 へセラレ

第四講

居ル。人心モ從ツラ緊張シラ來ラ、晝芝居モ此四月カラ廢メニナツタナトハ其一端ヲ示シテ居ル。 運動ヲ大目ニ見テ其跳梁ニ任セタトテ攻撃サレタモノデアルガ、今ノ内閣ハ先ツ此譏リヲ発レテ

英

國ノ 國 情

為出張 |單デアル。然ルニ英國ハ事情之ニ異リ、平素徴兵令ナルモノガナイ。 年度迄遡ラスベ ダ。 ッ 革命 ッ ッ ッ ァ |両國共ニ國内ニ若干ノ非戦論者ナキ te ・ノ露國 7 リ ト シ ッ メ Þ 1 ø 力 フヲ得ベク、而シテ平素ニ在リテ獨逸ト大差ナキ、否寧ロ獨逸模倣 ハ論ナシ。 1 \*キャ、又將來ノ壯丁ニ就イテハ、何年度迄繰り上グベキャニアツテ、 ラ、戦闘員ノ増加及ビ其補充ニ闘シテモ一定ノ方法ガアリ、 ハ志願兵ヨリ成ル陸軍十六萬人アルノミデアツタ。其後戦局ノ發展ニ件ヒテ表 其他聯合國ト稱スル主ナルモノノツチン ニアラズト 雖 大體ニ於テハ擧國一致ニテ戰爭ニ從事 佛伊両國ノ事情ハ既ニ之ヲ述 サレバ最初白耳義 問題ハ徴集ヲ過去何 ノ徴兵令ヲ施行 事割合ニ節 ノ援助

度ノ豫後備ヲ動員 ッ 90 然シナガ 而カモ英國ハ之ヲ以テ必要ヲ充タスコト能ハズ、遂ニ徴兵令ヲ採用セサルヲ得ザルニ至 ベラ英國 ハスル ノ徴兵令ハ急設 トイフ單純 ノ制度デアルカラシテ佛伊ノ如ク獨逸ノ如ク、一令ノ下ニ何年

レ

١.

ŧ

|面志願兵制ノ下ニ漸次ニ募集壯丁ノ多キヲ加ハヘ、其徴兵制ニ移ラム

應募者ヲ得タリト云フ。以テ英人ノ義勇奉公ノ念厚キ證トシテ、

誠ニ歎稱スベキ美事デアル

ኑ

ス

ル迄ニハ、五百萬以

リ、其上ニ徴募発除ヲ寬大ニシテ不平者ヲ少カラシメム 成ルベク激甚ナル變化ヲ惹起セザラシメムトシタカラ、最初ハ年齡モ適齡ト四十一 ケタケレド、 ズ、唯年齢ヲ以テ標準ヲシテ新兵ヲ徴募シ得ルノミデアル。 兵役ノ発除ヲ許可スル權利ヲハ各省ニ之ヲ任セタ。故ニ其免除ノ公平ニ行ハレサ ナ方法ニ出デ難 10 故ニ既往ニ於ケル軍事教育ノ有無ニ ŀ シ タ。 加之志願兵制ョリ 國民徴募令ヲ發シ、 ノ移り行き 歳トノ間ニ 徴募局ヲ設 ァ 閼

限 テ

(第六號

演

世界/大戦(一)

九五)八一一

講

演

寬 絡 等ノ特典ヲ存置スル ニセシ勞働者ニ物色シ ハ一九一七年末四十五萬ノ兵ヲ得ル必要ヨリシテ從來後方勤務上必要ナリト 左マデ大ナラザ 情質ヲ利用シテ兵役ヲ忌避スル者中々ニ多カツタ。 ÿ シ問ハ等閉ニ附セラレ コト能 タルニ始マ 7 ズ 且端緒ハ *ען* 制限 ラ居ツタケレド、大陸ノ戦局盆々進ムニ從ヒラ到底此 モ擴大サルベカラサル 此等 ノ諸弊ハ、 ኑ ŀ ナ *、ツタ*。 シ 兵員 テ比較的徴募ヲ ラ要 而 シ ラ其端 ス

英國 モ代表者出席スルト 如キハ潜航艇ノ為 w . **⊐** ŀ くほる ノ勞働者ハ、大體ニ於テ勝利 ・ヲ拒ン t グ。 = 於テ敵味方勞働者代表ノ講和ニ 佛伊両國ト同様英國政府モ出席者ニ旅券下附ヲ拒ンダノデ、此すとっくほ メニ最モ甚シキ曩虐ニ苦ンダ為メカ、獨逸ヲ惡ムコト甚强ク、昨年夏秋 ノ事 ガ聞ユルト海員組 マデ戦爭ヲ遂行スベ 合ハ 同盟 關スル會商催サルベシト シ、斯カル代表者ヲシテ瑞典マテ乘船 シト 論 ス jv モノ多敷デアツ ノ談ガアリテ、 ナ 殊 英國 = 海員 る

政府 張 ė 促進ニ在ルコト勿論デ、 , シ人々ガ首唱者トナリ、 會議 ガ勞働者 カ ハ遂ニ成立 唯 三對 一ノ方法デかナクシテ、全力ヲ擧ケ敵ヲ破ルコト亦頗ル良法ナルニ係ハラズ、 シテ徴募率ノ増 スル ᆖ 而シテ其平和 至 本年ノ始メニ入リ戦争ノ目的如何ヲ政府ニ ラナカツタガ、 加ヲナサム ノ促進ニハ戦爭目的ノ聲明ニ 此 ŀ スル意アルヲ告グルヤ、曩キニ瑞都ニ會セム ノ如キ商議會開催ノ計畫ハ其主要ナル目的 ∄ 迫 リテ意見ノ交換ヲナ 表明 ジア手和 上主 ス

ツタ。 而シラ之ト相前後シラ聯合諮園イツレモ其戰爭目的ヲ 明カニ ス מק = ŀ ナツタ ノデ

~

リテ

セ

A

=

提出 表者ヲ 從と、 ヲ行ヒ、 其實參加國中ノ若干ニトリテハ、殆ト痛痒ヲ咸セサル底ノモノヲ見ルニ至ル シ、二十一歳以上トナリシ メニ戰爭ノ長引クノニ不平ヲ抱クニ至ルモ亦有リ得ヘキコトデアル。英國勞働者ノ一部ガ敵國代 無形ニ積極的ナル目的ヲ達セムト欲スル者モナイ譯デハナイ。 V ス w 幸ニシテ英國勞働者ノ大多數ハ政府ノ方針ニ賛成デアツタカラ、政府ハ一月下旬微募介 足ラナイ。隨ヒラ斯カル或ル戦爭目的 馳 v しセラ ガ出來ズ、 多クハ積極的 논 モノトナル。 其目的 **所謂戰爭目的、** = 徴募局長官ニ発除取消ノ全權ヲ委任スルコ 加 加 Þ ハレ ハヘラ平和 ケレ トス ソコデ四月上旬更ニ法案ヲ提出シ、 אנ ۲ 者ノ中ニハ、表面ニコソ消極的ノ理由目的ヲ聲明シラ居ルニモセ 然レトモ此度ノ大戦ノ如ク参加國漸次ニ増加スル如キ場合ニ於テハ、 מנ . 所若シアリト 自的 モ結局原案 即戦争遂行ノ目的モ、 ノ基礎ヲ議 ヲ標榜セズ、消極的 ヲ改メテ、十八歲トナサムトシタ。 ノ通過ヲ見タ。 乜 スレ ዹ ۲ **~** ス ノーニ關係ノ薄キ國ノ人士ニトリテハ、 N 既二消極的二與 漸ク複雑トナリ、稱シテ共同ノ目的ト云ヒナガ 力 ノ理由ヲ擧ゲル。 然ルニコレト共ニ提出シタ所ノ徴兵令ヲ愛蘭ニモ 如き其理由一ハ 從來四十一歲ガ限リデアツタノヲ五十一歲 ŀ トシタガ、ソレニテモ十分ナル兵員ヲ得 ヘラレ 此法案ニ對シテハ種々ノ修正案 弦ら在 サレ 而シテ挑戦 A バ参加國 jν ル。 敵 ノ戦争目的ヲ、 セラレテ起テ コ ト ノ敷愈々増 斯カル目的 モ亦決シテ怪 ∃, 其等後 其實有形 更二 加 jν スル 者 改正 否 ラ、 ニナ

|戰爭ノ目的]ナル語ノ意義ハ極メラ曖昧デアル。

凡ソ戦争ヲ起コシタモノ戦ヲ挑メル

€

,

ス

Ē

定

實施

衡

九七)

入二三

ノ項ガ大ニ物議デ醸モスニ至ツタ。

誠 演 世界,

共施行細則 題 九一四年開戦ノ頃、 ニ關シテあるすた ì 恰モ沸騰ノ最中デ、 ノ反對頑强ナルガ爲メ、 戦争ニ促サレー旦解決 容易ニ實行セラル ساد トナッ 三至ラズ、 ø ヶ

ノ難關トナツテ居ツタ。あすきすニ代ハリテ首相トナレルろいどぢれるぢモ、

前

シテ政府

すた 在職中、 |昨年五月遂ニこんゑんしよんノ方法ヲ執ルニ決シタ。 此こんゑんしょん ∄ リ開會トナツタ。 おぶらいえんノ獨立黨一派ハ、あるすたー 1 派 ノ就職後モ、如何ニカシテ之ヲ解決シ、以ヲ攀國一致ノ實ヲ擧グ 屢愛蘭自治ノ已ムベカラサルヲ説キ、 ノ代表者ノ合併ョリ 然ルニ列席者中ニモ斯カル方法ノ良結果ヲ産ムベキヲ信ズル者尠イ 成ル Æ ノデ、互譲ヲ以テ自治問題ヲ解決スルヲ期シ、昨年七月末 幾多ノ言質ヲ提供シ置キタルコトナレバ、其首相 ノ除外ト欲セズ、しんふえいん派 ムトシ、 ィフノハ國民派トある 百方講究ノ末、 ハ愛蘭ヲ以ラ全 ノミナラ

假分此公 然獨立 ン 予ハ一昨年春 サウハナラザル 然ラバ愛蘭問題ハ自ラ時期ノ到達スル迄之ヲ高閣ニ東ネテ一寸遁レヲナシ得ベキ 會議ニ於テ何等カノ決議ヲ見タリトテモ、 ノ共 和國 ノ世界大戦講話ノ際ニ、戦争ハ民主々義ノ發達ヲ促スモ タラシメムト欲スル者ナル ,事情 ガアルの 選舉法改正 ガ故ニ共ニ此こんゑんしょ ノ影響即チ 其ノママニテ穏カニ捗ル v g' 0 んニ ノナル 加 ベキ筈ノモ ^ **\_** ラナ ŀ ヲ カ ッ , 力 ゔ゙ タ ィ *?* ŀ

イナカ

ノアルハ周知ノ事デアツラ、 必シモうゐるそん大統領ノ督促ナクト モ、戦後 ノ獨逸ハ、

ト云フ

形

勢ノ察ス

ν = .

盆々前言/當レルヲ覺ユル

ノデアルロ

其最モ極端ナル例證

ラ示

Æ

キ露國以外ニ就ィ

テ見テモ、

獨逸二責任內閣

ノ設立ト選擧法

改正トラ

貫徹

ス

於テ大 +10 ラ アッ w = 舊時 テ 彼 英國 ıllı ラ面 シテ其徴候ハ先選擧法 トテモ、 目 ラ改 ムル 亦此例二洩 ŧ 1 ŀ ナ n n 改 g\* N Ĩ 다 コト能ハス、盆々民主的傾向 ヮ。 <u>-</u> 3 ŋ サ テ 表 , 示セ 艘 ラ ノ共 jν 和 ماد 國 J ŀ 3 y ŀ 7 張ク ナ ŧ 却テ民主的 ッ t A ル ۸, ı, ナ 自然 リト

秱

ラ行 資格ヲ與フ 勢デ 選擧法ノ改正ハ一面ニ於テ、 ハレ *مار* 0 jν 前者中婦人選舉權 ። ት 他 ノ一面ニ於テハ、選擧區ヲ更改シ代議士員敷ノ分配ヲ 選擧資格ノ擴張、 = 關シテハ、 戦前屢々英國議會ノ問題ト 卽千 財産制限 ノ低下ト ナ 從來無資格 ッ *9* 改正 係 ス ナリ ル ラスト II. ۴ = 婦 誵 À

題ニ 婦人 ニ至ツタカ プ男子 關スル討議ハ半バ滑稽的ニ = ラ 代 戦前ニ リ公事ニ ۸, 誰 明ヵニ反對者タリシあすきす クス者多キヲ致シ、 シテ、 決定ヲ見ル 自ラ之ヲ選擧ョリ除外スル ニ至ラナ ノ如キモ、 カツ ø , 其説ヲ豹變シテ参政權論者 デ 7 ル 0 然 ノ 無理ナル ルニ 戰時 3 = 入 ァ示 y

所

۲

黨ヲ縫斷シテ之ニ反對ナル者ガアリ、

**叉賛成者中ニモ餘り熱心ナラザ** 

'n

ŧ

,

-6

7

・ツタ。

故二

此

問

臤

ッ

テ

謝カラ大英國 制 何 關係ナク愛蘭 大ナラザル ナ ヲ = 施 ス 遂ニ之ヲ可決スル ~ 行 ŧ セ ŧ サ カ jν 選擧區 議會 第二ノ選擧區ノ修正選出議員、員敷等ノ論ニナルト前者ト 問題ヲ惹起シテ來ル。 べ カ = ラ ラ改 サル 三至 出シアル議員ノ敷ヲ減スル ーツタ。 厶 = ۲ w ŀ # ŀ ナ 但シ此選擧資格 ر ا بر • 若シ此際愛蘭ノ選擧區ニ更定ヲ加ヘムカ、之ト同 自治制 何トナレハ自治制ヲ設ケラ愛蘭議會ヲ開ク曉 實施ヲ當分延期 **=** ノ擴張 ŀ = 既ニ定マツ / ミ ナラ بر ح ス テ居 ル 別二 亥 ١. jν 愛蘭問題ニ影響ス ナ カ ハ異リ、直ニ愛蘭 ラダ。 N ベ ク 故 シ テ 二自治制 = 時二自治 八從來愛 是レ ラ如

第七卷 (第六號 閟

ノ人心ヲ服

t

シ

۷.

ル所以デ

、ナイ。

サレ

۲۷

此選擧法ノ改正既ニ自治問題解決ヲ促ス原因ヲ

ナセ

九九)

八二五

謎 演

世界ノ大戦(一)

愛闡 更ニ之ニ ノ少數者中獨逸ト通謀シテ反亂ヲ企ツル者アル 加 ż jν 徴兵問題ヲ以テシテ益々紛糾ヲ 加 ハけーすめんと事件既ニ之ヲ證シテ居 ラ ıν ニ至ツタ。

自治ヲ要求スル ナレ べ **=** トモ、若シ政府ノ方針ニテ愛蘭人ノ不平ヲ増長スル時ハ、しんふぇいん派ノ勸説其効ヲ多 Ի ハ疑ヲ容レヌ、 故ニあすきす内閣ヨリろいざぢぇるぢ内閣ヲ通シ、愛蘭ニ對シ 最モ有力ナル團體ノ所謂國民黨ヲ以ラ此等危險分子ト同一ニ見做スコ ŀ ラハ肵 勿

謂腫

物

三觸

jν

ル如キ態度ヲトリ英闟蘇格蘭ニ徴兵令ヲ布ケル後ト雖愛關ヲハ除外

シ現ニ本年

**ተ**ړ

łź 競馬ナドニ浮身ヲヤ 月ノ徴募令改正 者ナキ 如キハ 食料ノ制 ニアラサルモ其敷到底英蘭 徴兵令ヲスラ布キテ本國ヲ助ケツツアルニ、 限次第ニ嚴 ノ際ニモ愛蘭ヲハ除外スベキ旨ヲ言明シタ。 ッ シ或へ シクナル 闘雞ニ日ヲ送リ、戰時中タルヲ忘ルルガ如キモ ニモ係ハラス、 ハ勿論蘇格蘭ニスラ比シ難イ、 愛蘭ニハ此事ナク此黙ニ於ラモ日常生活ニ大差 愛闌ニハ此事ナク、義勇軍トシテ從 然ルニ植民地スラモ死力ヲ盡 加之愛蘭人ノ内ニハ平時同様 ノ少カラズ、 叉英國 シか 軍

其等ノ不平ヲモ鎭メサルベカラサル必要モアリ、且ツハ益々戰線ノ補充ノ急ヲ感ジ、今春以來 ガアル。故ニ 愛蘭ヲ其儘ニナシ置クハ不公平ナリトノ聲、 屡々議會ノ言論 ニモ ァ ラハレ Ą カラ、

シ愛蘭ニモ同樣徴兵令ヲ布カン 法案ヲ議會ニ提出スル ノ攻勢 益々此必要ヲ大ナラ <u>ا</u> ŀ 月ニ約束セシ年齢ヲ改正セシ シ シタ。 メタの 此法案ガ議會ニ提出セラルル 故ニ四月ニ至リ政府ガ再ビ兵員徴募令ヲ擴張 ノミ ナラズ一月ニ ŀ 愛蘭出身ノ代議士等之 ハ除外スト 明言 4 ŀ

反對シ或ハ絶叫

シテ先ツ愛蘭ニ自治ヲ與ヘヨ、

自治制

=

シテ布・

カ

V

L =

ハ、予ハ進ンデー兵卒

b シ

施 增 ッ ノ宜シキヲ得サル ŀ 者 三惱ミシハ、果シテあすきすノ言ノ如クデアツタ。五月しん・ふえいん黨反亂ノ企ラガアツテ スノミニシテ、何等ノ盆ナカルベシトKツタ。 シ テ デアル 從軍 ケレド スベシト云フ者モアリ。單ニ愛蘭黨ノミナラス、前首相あすきすノ如キモ此ヲ以テ事 モ、此論ノ如キハ傾聽スルニ足ル價値アルモノデアツラ、此法案ノ通過後 モノトシ、 自治制ニシテ定マラヴル間ニ徴兵介ヲ布カムトスルモ、法ニ紛擾ヲ 前首相タルあすきすハ、今ハ政府反對ノ側ニ 弦

懐キツ 今や漸の最終ノ勝利ニ近カムト 處置ニ出 トナ ニ、豫定ノ五萬ハ愚カ、其半分ニモ三分ノーニ 力 此愛蘭問題ハ、英國4内ノ事情ノ、如何ニ紛糾シラ居ルヵヲ示ユモ ラ 應募者ニハ、賞トシテ土地ヲ與ヘルコトト レバ、已ムコトヲ得ス、徴兵令施行トイフコトニナルノデアルガ、英政府ガ、果シラ斷然此 政府ハ一時徴兵命施行ヲ中止シ、愛鷳總督ふれんち將軍ハ、其代ハリニ義勇兵ノ募集ヲ始 モ、ソレ ルカドウカロ ニモ屈セズ、兎ニ角日々七千萬圓ニ近カイ軍費ヲ投シテ大陸ニ戦闘ヲツヅケ、 シ ツツアルノハ、實ニ讃嘆ニ値スルトイフベキモイデアル。 モ達シサウニモナイ。 シ、頻リニ 遊 説ニ 力 メタケレド、十月ノ始メ迄 勸誘デ愈々其目的ヲ達セ ノデアル カ 斯 カ

n 八内憂ヲ

ヌ

(第六號 一〇二)

世界/大戦(一)